

※裁判所に書類を提出する場合には、個人番号（マイナンバー）の表示のないものを提出してください。

夫婦関係調整の調停申立てについて

1 はじめに

いろいろな事情があって、夫婦間がうまくいかないで、夫婦円満を目的に話し合いたいとか、あるいは、離婚の話し合いをしたいなどといった場合に、夫婦関係（円満調整・離婚）事件として調停の申立てをして、家庭裁判所で話し合いをすることができます。

2 申立てに当たって必要なもの

- (1) 夫婦関係等調整調停申立書（必要事項を記入したもの） 原本1通，写し1通
- (2) 事情説明書（必要事項を記入したもの）
- (3) 子についての事情説明書（未成年者の子がいる場合）（必要事項を記入したもの）
- (4) 調停（審判）の進行に関する連絡メモ（必要事項を記入したもの）
- (5) 夫婦の戸籍謄本（全部事項証明書）1通

※ 原則として、発行日から3か月以内のものを提出してください。

※ 内縁関係に関する申立ての場合は不要です。

- (6) 収入印紙1200円分
- (7) 郵便切手合計1230円分

（内訳：82円切手・10円切手・2円切手・1円切手をいずれも10枚ずつ，140円切手×2枚）

- (8) 離婚調停に付随して離婚時年金分割制度における年金の按分割合（分割割合）を定める申立てをする場合は、「年金分割のための情報通知書」原本1通（*）

（*）情報通知書の請求手続については、年金事務所又は各共済組合の窓口にお問い合わせください。

情報通知書は、発行日から1年以内のものが必要になります。

原本を提出するほかに、情報通知書に住所が記載されていれば、その部分を覆い隠してから写し2通を作成し、申立書の原本及び写しに別紙として添付してください。

※ 審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。

※ 裁判所に提出した書類はお返しできませんのでコピーを取るなどして手元に控えを残しておいてください。

3 申立書の記入の仕方について

別添の記入例を参考にしてください。

4 申立人と相手方について

夫婦のうち調停の申立てをする方が申立人となり、他の一方が相手方となります。

5 申立書等の提出先について

提出先は、原則として相手方の住所地を管轄する家庭裁判所です（分からないときは、最寄りの家庭裁判所にお尋ねください。）。

申立人と相手方との間に、これと異なる家庭裁判所で調停をすることの合意があれば、その合意した家庭裁判所でも調停ができます。ただし、申立ての際、申立人と相手方が作成した「管轄合意書」という書面を提出していただく必要があります。

6 裁判所に提出した書類について

申立書の写しは、法律の定めるところにより相手方に送付します。

また、申立書以外であなたが裁判所に提出した書類は、裁判官の判断により、相手方に見せたり、写しを交付することがあります。

7 申立て後の手続について

調停の申立てがあると、調停委員会が、夫婦双方から事情や意見を十分に聴き、双方が納得のいく適切な解決ができるように話し合いを進めます。また、必要に応じて、調停が円滑に進められるように、家庭裁判所調査官が事情を聴くこともあります。

家庭裁判所から調停期日等の呼出しがあったときには、その日時を間違えないように必ず出頭してください。

8 問い合わせ先

〒652-0032 神戸市兵庫区荒田町3丁目46番1号

神戸家庭裁判所 家事受付係

電話078-521-5930

以上